

・「申請・届出等手続のオンライン化に伴う法令の見直し等に係る基本方針」
について

1. 法令の見直し等に関する基本的な考え方

- ・今般、国及び地方公共団体の手続のオンライン化に係る新アクション・プランを取りまとめ。
- ・書面による手続に加え、オンラインによる手続が可能となるよう、法令の見直し等の検討を行う。

(1) 申請・届出等手続のオンライン化に関しては、行政運営の簡素化・効率化等に資するものとして、これまでも取組を進めてきており、特許に関する手続など一部の手続については既にオンライン化を実現しているところである。

本年3月に決定された「e-Japan 重点計画」において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とこととされている。

申請・届出等手続のオンライン化については、各府省において実施時期の前倒し等の観点から、申請・届出等手続のオンライン化に係るアクション・プランの見直しを行うとともに、自治事務等のオンライン化についても国の手続と歩調を合わせて可能となるよう実施方策の検討を行い、今般、新アクション・プランをとりまとめたところである。

(2) 現行の申請・届出等手続には、法令上書面によることを規定しているなどオンライン化に際して法令の見直し等の検討を要するものがある。

今般の法令の見直し等は、申請・届出等手続について、従来の書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能となるよう行うものである。見直し等に当たっては、既存の法令の条文では支障が生じるもの又は解釈があいまいになる等の問題が生じる懸念が所管府省においてあるものについて、所要の整備を行うこととし、そのための具体的検討を総務省及び各府省において進めるものとする。

2．法令の見直し等の検討対象

- ・法令の見直し等の検討対象は、原則として、行政機関等（国、地方公共団体、指定法人等）と国民の間の手続に係るものとする。
- ・手数料納付を伴う手続についても、検討対象とする。

行政機関等(国の行政機関及び地方公共団体並びに独立行政法人、特殊法人、認可法人及び指定法人)が取り扱う申請、届出、報告等の国民等からの手続及びその手続に関連して行われる処分、通知、交付等の行政機関等から国民等に対する手続を法令の見直し等の検討対象とする。なお、準司法的手続及び不服申立手続は検討対象外とし、行政機関等内部の手続は、申請・届出等手続に一体不可分として行われるものについて検討対象とする。

地方公共団体が取り扱う申請・届出等手続については、今般の法令の見直し等の検討対象とするが、法令の整備の具体的方法については、その検討結果を踏まえて、別途整理するものとする。

また、手数料等の納付を伴う手続についても、申請・届出等手続のオンライン化に伴い、必要に応じ手数料等の納付方法を見直すこととし、今般の法令の見直し等の検討対象とする。

3．法令の見直し等の基本的方向性

- ・総務省は、実態調査を行った上で、手続のオンライン化、到達時期の明確化、付随事項の手当て等の観点から、法律整備の立案方針を作成する。

上記検討対象の範囲内で、総務省において、実態調査を行った上で次の(1)から(3)までに掲げる方向に沿いつつ、申請・届出等手続のオンライン化のための法律の整備の立案方針(以下「立案方針」という。)を作成する。

(1) オンライン化のための規定整備

書面を意味する用語を用いる手続規定がある場合等においては、既存の

法律上の問題を解決し、書面の場合と同等の法的効果が生じるよう、規定の整備を行う方向で検討する。

(2) 到達時期についての規定整備

手続のオンライン化が到達主義の原則に変更をもたらすものではないことを前提として、解釈があいまいになる等の問題が生じる懸念が所管府省においてある場合は、構築されるシステムと到達との関係に十分留意しながら、到達時期について規定の整備を行う方向で検討する。

(3) その他

手続に付随する事項（認証制度、各種添付書類、手数料納付等）に関しオンライン化に伴う手当が必要なものについては、規定の整備を行う方向で検討する。

4 . 各府省の役割分担

- ・ 総務省は、平成 14 年の通常国会に法案を提出する方向で、調査の実施、立案方針の策定等の作業を行う。
- ・ 各府省は、立案方針に基づき、政省令を含めた法令整備の内容の検討を行う。

(1) 法案の作成

総務省は、各府省の協力を得つつ、平成 14 年の通常国会に法案を提出する方向で作業を進めることとする。このため、速やかに立案方針策定のための調査に着手し、その結果を踏まえ、内閣法制局との調整を行った上で立案方針を策定し、各府省に提示する。各府省は、立案方針に基づき政省令を含めた法令整備の内容の検討を行う。立案方針の範囲を超える事項については各府省で対応することを原則とする。

(2) 進捗状況のフォローアップ

アクション・プランの進捗状況のフォローアップに際して、総務省は、必要に応じて、各府省における政省令の見直し状況についても確認する。